

令和 8 年第 2 回那珂川町議会臨時会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 7 日（木曜日）午前 10 時開会

日程第 1 仮議席の決定

日程第 2 議長の選挙 (臨時議長提出)

本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の決定

日程第 2 議長の選挙 (臨時議長提出)

追加日程第 1 議席の指定

追加日程第 2 会議録署名議員の指名

追加日程第 3 会期の決定

追加日程第 4 副議長の選挙 (議長提出)

追加日程第 5 常任委員の選任 (議長提出)

追加日程第 6 議会運営委員の選任 (議長提出)

追加日程第 7 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出 (議長提出)

追加日程第 8 発議第 1 号 議会広報特別委員会の設置について (議員提出)

追加日程第 9 承認第 1 号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 10 承認第 2 号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 11 承認第 3 号 那珂川町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 12 承認第 4 号 令和 7 年度那珂川町一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 13 承認第 5 号 懲戒停職処分取消しの裁決に伴う給与支給に係る損害賠償金の額を定めることについての専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第 14 議案第 1 号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

- 追加日程第１５ 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)
- 追加日程第１６ 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)
- 追加日程第１７ 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)
- 追加日程第１８ 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

出席議員（１１名）

１番	鈴木隆宏	２番	稲沢行生
３番	薄井亮	４番	岡幹郎
５番	福田浩二	６番	川俣義雅
７番	小川正典	８番	鈴木繁
９番	益子明美	１０番	川上要一
１１番	大金清		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	益子純恵	副町長	小松重隆
教育長	吉成伸也	総務課長	加藤博行
企画財政課長	横山和則	税務課長	金子洋子
住民課長	益子利枝	生活環境課長	久保寺康之
健康福祉課長	谷田克彦	子育て支援課長	加藤啓子
建設課長	藤田寿彦	産業振興課長	杉本篤
農業委員会 事務局長	星善浩	会計管理者 兼会計課長	星学
学校教育課長 補佐	熊田則昭	生涯学習課長	田角章
上下水道課長	高野曜路		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田邊康行	書記	仲野谷智子
書記	小森亮利		

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○臨時議長（川俣義雅） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和8年第2回那珂川町議会臨時会を開催します。

◎開議の宣告

○臨時議長（川俣義雅） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（川俣義雅） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（川俣義雅） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

◎議長の選挙

○臨時議長（川俣義雅） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にし

たいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議長に、大金 清議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました大金 清議員を、議長の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（川俣義雅） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大金 清議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました大金 清議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

大金 清議員の発言を許します。

大金 清議員。

〔6番 大金 清登壇〕

○6番（大金 清） ただいま議員各位からご推挙をいただき、議長に就任いたしました大金 清でございます。大変光栄であるとともに議長の重責に身の引き締まる思いです。

町議会として公平、公正かつ透明性の高い議会運営に努めてまいります。ご参会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。大事な目的は、那珂川町のさらなる発展と暮らしを守るまちづくりを皆様のお力をお借りし、全力で働いてまいります。

最後に、議会改革については全議員で今までどおり進めてまいります。ご協力よろしくお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますが就任の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○臨時議長（川俣義雅） これにて臨時議長の職務は終了いたしましたので、新議長と交代い

たします。

ご協力ありがとうございました。

○議長（大金 清） 休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 06 分

再開 午前 10 時 12 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（大金 清） ただいま配付しましたとおり、本日の議事日程を追加します。

◎議席の指定

○議長（大金 清） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり、指定いたします。

ここで議席の移動のため、休憩します。

休憩 午前 10 時 12 分

再開 午前 10 時 14 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大金 清） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、鈴木隆宏議員及び2番、稲沢行生議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（大金 清） 追加日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（大金 清） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、薄井 亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました薄井 亮議員を、副議長の当選人と決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました薄井 亮議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された薄井 亮議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

薄井 亮議員の発言を許します。

3番、薄井 亮議員。

〔3番 薄井 亮登壇〕

○3番（薄井 亮） ただいま那珂川町町議会副議長にご選任を賜りました薄井 亮でございます。1期目にもかかわらず大変光栄に存じますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

今まさにその責任の重さをひしひしと痛感しておりますが、ここにご推挙をいただきましたからには大金議長を補佐いたし、皆様方のお力添えをいただきながら円滑なる議会並びに町政のさらなる活性化に努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが就任のご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎常任委員の選任

○議長（大金 清） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 19 分

再開 午前 10 時 37 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま総務産業、教育民生の各常任委員会を招集します。

各常任委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

各常任委員会の会場は、事務局長より連絡します。

○事務局長（田邊康行） 各常任委員会の会場を申し上げます。

総務産業常任委員会は第2会議室、教育民生常任委員会は第3会議室であります。

○議長（大金 清） 休憩いたします。

休憩 午前 10 時 39 分

再開 午前 10 時 51 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長が決定した旨、報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長 鈴木 繁 議員

副委員長	川俣 義雅	議員
教育民生常任委員会委員長	川上 要一	議員
副委員長	稲沢 行生	議員

以上のとおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（大金 清） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時57分

○議長（大金 清） 再開いたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決定されておられません。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会運営委員会を第2会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 07 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催されて正副委員長が決定した旨、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 益子 明美 議員

副委員長 川俣 義雅 議員

以上のとおりであります。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（大金 清） 追加日程第7、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行います。

本件は、南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第1項の規定により、当議会より6名の議員を選出することになっております。

お諮りいたします。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

南那須地区広域行政事務組合議会議員に、薄井 亮議員、川俣義雅議員、小川正典議員、益子明美議員、川上要一議員、大金 清を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました薄井 亮議員、川俣義雅議員、小川正典議員、益子明美議員、川上要一議員、大金 清を、南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました薄井 亮議員、川俣義雅議員、小川正典議員、益子明美議員、川上要一議員、大金 清を、南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出することに決定いたしました。

ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出された薄井 亮議員、川俣義雅議員、小川正典議員、益子明美議員、川上要一議員、大金 清が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

受諾されたものと認めます。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

6番、川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅登壇〕

○6番（川俣義雅） ただいま提案になりました、発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

那珂川町議会基本条例第4条の4では、住民の代表者である議会が議会広報紙を発行し、議会の運営、審議の状況、議会活動などを町民にお知らせし、議会への関心を高めてもらうよう広報活動の充実強化に努めることになっております。

那珂川町議会では、従来より議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集及び広報に関する調査研究を行っていますが、今後においても引き続き、議会活動を活発にし、活動の状況を町民にお知らせしていく必要があると考えております。

つきましては、議員各位のご賛同を賜り、議会広報特別委員会の設置について、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（大金 清） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時19分

○議長（大金 清） 再開いたします。

お諮りします。

議会広報特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま議会広報特別委員会を第2会議室において招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 29 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、正副委員長が決定した旨、報告がございましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 川俣 義雅 議員

副委員長 鈴木 隆宏 議員

以上であります。

休憩いたします。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

休憩 午前 11 時 30 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（大金 清） 再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（大金 清） ここで、町長から発言の申出がありましたので、発言を許します。
町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま議長のご配慮によりまして、発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、4月19日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆様からの熱いご信任を得て、めでたく当選の榮譽を勝ち取られましたことに心からお祝いを申し上げます。

また、先ほどは正副議長の選挙が行われ、議長に大金 清議員、副議長には薄井 亮議員がご当選をされました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものであります。

続けて、各常任委員会など議会の組織も構成されましたところではございますが、今後、委員会審議、あるいは各般の議会活動におきまして、お世話になることが多いかと思えます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、今年度は、いよいよ「第3次那珂川町総合振興計画」が始動いたします。

この計画の真ん中にある言葉、それは町の将来像に掲げる「わくわく」です。人口減少・少子高齢化の加速化が叫ばれ続け、暗い影が漂うという厳しい現実立つ本町において、希望の種をまき、光が差し込むわくわくする変化を起こす布石を投じるべく、挑戦の意識を持ち続け、本計画を稼働していく所存でございます。

私は、昨年11月に町長に就任をさせていただき、くしくも、この新たな計画の船出を迎えることができましたことに対して、感謝を胸に改めて身の引き締まる思いであります。町民の皆様へ寄り添い、この町に住んでよかったと思えるまちづくりの具現化に向け、職員と一丸となって着実に推進してまいりたいと考えております。

町政を運営していく上で、議会と執行部はいわば未来を織りなす「縦糸」「横糸」のような存在であると考えております。議会という「横糸」が、町民の皆様の多様な声を丁寧に吸

い上げ、執行部という「縦糸」が、着実な施策として形にしていく。この２つが誠実に、力強く重なり合うことで初めて、那珂川町というかけがえのない未来が織り上がっていくのだと確信をしております。

議員の皆様におかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のため、何とぞご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎承認第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第９、承認第１号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、承認第１号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、原則として令和８年４月１日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、令和８年３月３１日付で、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 税務課長。

○税務課長（金子洋子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料１、那珂川町税条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。

１、改正の理由であります、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、一部を除き令和８年４月１日に施行されたことに伴い、那珂川町税条例について所

要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。主な改正の概要は、令和元年10月1日に導入された電気自動車など軽自動車の燃費性能等の区分に応じて課税される軽自動車税環境性能割が廃止されたため、軽自動車の種別に応じて課税する「種別割」の名称を「軽自動車税」へと導入前の名称に変更するものであります。

第18条の3は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い税目の名称を変更するものです。

第19条は、軽自動車税環境性能割に関する規定の削除に伴い、規定の整備を行うものです。

第33条は、個人住民税の配当についての課税に係るもので、特定大口株主が受けた配当を特定配当として課税する規定を追加するものです。

第80条から第91条までは、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正で、第80条は、税目の名称の変更と、納税義務者についての規定を整備し、項を削除するものです。

第81条は、所有権が留保されている車両の納税義務者についての規定を整備するものです。

第81条の3から第81条の8は、軽自動車税環境性能割の廃止により、規定を削除するものです。

第82条、第83条及び第85条は、税目の名称を変更するもの、第87条は、税目の名称を変更し、法施行規則改正に伴い申告書の様式番号を改正するものです。

第88条、第89条及び第90条は、税目の名称を変更するもの、第91条は、税目の名称を変更し、条文の項ずれに伴い規定を整備するものです。

附則第7条の3及び附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除に係る規定の整理により、法附則第5条の4が削除されたことに伴い、規定を整備するものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を延長するとともに、法附則第5条の4の削除に伴い、規定を整備するものです。

附則第10条の2は、法附則第15条等の改正による項ずれと規定の削除を行い、附則第10条の2第26項として、バリアフリー改修を行った劇場や音楽堂等について、わがまち特例として、固定資産税課税標準額を3分の1の割合とする規定を追加するものです。

附則第10条の3は、令附則第12条の改正により項ずれが生じたため、規定を整備するものです。

附則第15条の2から附則第15条の6は、軽自動車税環境性能割の廃止により、規定を削除するものです。

附則第16条は、税目の名称変更、法444条第3項の改正による規定の整備及び課税特例の

適用期間を変更するものです。

附則第16条の2は、税目の名称を変更し、項ずれに伴い規定を整備するものです。

附則第16条の3、附則第16条の4及び附則第17条は、法附則第5条の4の削除に伴い、規定を整備するものです。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長するものです。

附則第18条から附則第20条の3は、法附則第5条の4の削除により、規定を整備するものです。

附則第4条による改正は、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するもので、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、附則第6条中、税目の名称を変更するものです。

4、施行期日は令和8年4月1日であります。

なお、参考資料2として新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第10、承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されました。

これに伴いまして、那珂川町国民健康保険税条例についても所要の改正を行い、令和8年4月1日から施行するため、令和8年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります、参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正理由であります。地方税法の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日に施行されたことにより、那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

3、改正の内容であります。第2条第2項については、医療分の賦課限度額の上限を66万円から67万円へ引き上げるものです。第5項については、子ども・子育て支援納付金の賦課限度額3万円を追加するものです。

第30条については、子ども・子育て支援納付金の低所得者に対する7割・5割・2割軽減する減額の追加、18歳未満被保険者均等割を1,200円からゼロ円へ減額するもの、軽減判定

所得基準額を、5割軽減については30万5,000円から31万円、2割軽減については56万円から57万円に引き上げるものです。

附則については、文言の整理で、引用する条文をそれぞれ改正するものであります。

4、施行期日であります、令和8年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 3月議会でも問題になりましたけれども、問題になったというか私が問題にしたんですが、国民健康保険税に子ども・子育て支援金というのが上乗せされるということは、非常に目的外で納得しがたいものなんです、どうして国民健康保険税に子ども・子育て支援金を上乗せするのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金 清） 住民課長。

○住民課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

こちらの子ども・子育て支援制度につきましては、全世帯で取り組む制度として法律化されたものでありますので、全世帯からの納付という形になります。

以上であります。

○議長（大金 清） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） この子ども・子育て支援金というのは、全世帯から集めるというのを目的にして国民健康保険税に上乗せするという回答なんですけれども。全世帯からと言いながら、例えば国民健康保険税は、ほかの社会保険にはない均等割ということで、子どもが生まれればそれだけ3万円から4万円の保険税が生じるということで負担が重くなるわけですよ。そういう制度を残しながら、全世帯で子ども・子育て支援金を徴収すると、国民健康保険だ

けではなくて、ほかの社会保険からも取るわけですけども。

これは、やっぱり目的をきちんとはっきりさせて、子ども・子育てのための予算ということで、国民健康保険、社会保険もそうなんですが、その社会保険税から取るというそういうやり方を、やっぱり改めるべきであるというふうに思います。こういうことで目的外の徴収ということになれば、ほかの問題についてもたくさん生じてくるのではないかというふうに思います。やはり目的外の徴収はやるべきではないと。

それからもう一つは、今国民の多くの方は物価高で生活が非常に大変になっているわけです。その大変になっている人から税を取るということではなくて、逆に富が一極集中とか少数のものがたくさんお金を集めていると、裕福な暮らしをしているとそういうのがあるわけで、そういう富裕層とか、あるいは大企業とか、そういうところから、あるところから税を取るのが正しいやり方ではないかというふうに思いますので、私は反対いたします。

○議長（大金 清） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 続いて、本案に対する賛成討論を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金 清） 起立多数と認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第11、承認第3号 那珂川町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、承認第3号 那珂川町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、町介護保険条例において所要の改正を行うため、令和8年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町介護保険条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられ、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、令和8年度市町村民税が課されているとみなされた者について、保険料を減免することができるよう所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。令和8年度分保険料に係る特例措置として附則を追加するもので、1点目は附則第14項で、令和7年度及び令和8年度の市町村民税非課税の者で、令和8年度保険料算定において市町村民税が課税されているとみなされた者について、市町村民税非課税者として判定する保険料段階まで保険料を減免するものであります。

2点目は附則第15項で、当該保険料の減免については、納付義務者の申請によらず、対応できることとするものであります。

4、施行期日は令和8年4月1日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第3号 那珂川町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、
原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第12、承認第4号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、承認第4号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、早急に補正予算を編成し、執行する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月23日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の補正予算につきましては、職員の停職処分の取消しに伴う停職処分の期間中における給料及び期末・勤勉手当や遡及支払いに伴う遅延損害金を計上したもので、その補正額は100万円であり、補正後の予算総額は104億7,450万円となりました。

なお、これらに要する財源は繰入金で充てるといたしました。

以上、令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、その

大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 企画財政課長。

○企画財政課長（横山和則） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は100万円の増で、財政調整基金からの繰入金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は6万5,000円の増で、職員の停職処分が取消しになったことによる、給料及び期末・勤勉手当の遡及支払いに伴う遅延損害金であります。

4款衛生費、1項1目環境衛生費の補正額は93万5,000円の増で、職員の停職処分が取消しになったことによる、停職処分の期間中における給料及び期末・勤勉手当及び昇給停止の解除に伴う給料及び期末・勤勉手当の差額分であります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第4号 令和7年度那珂川町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第13、承認第5号 懲戒停職処分取消しの裁決に伴う給与支給に係る損害賠償金の額を定めることについての専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました、承認第5号 懲戒停職処分取消しの裁決に伴う給与支給に係る損害賠償金の額を定めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年11月29日付で行った懲戒停職処分について、被処分者からなされた不利益処分に関する審査請求が令和6年2月28日付で栃木県人事委員会にあり、その裁決が令和8年2月17日付であったところであります。

その内容は処分を取消すものであったことから、遡及して給与の支給及びそれに伴う損害賠償金の額を定めて支払うため、令和8年3月23日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金 清） 総務課長。

○総務課長（加藤博行） 補足説明を申し上げます。

専決処分書をご覧ください。

1、損害賠償の額であります、損害賠償の額は6万3,493円です。

2、損害賠償の相手方は、那珂川町職員であります、具体的な氏名については、個人情報保護の観点から伏せさせていただきます。

次に、参考資料をご覧ください。

1、損害賠償金の内訳であります、令和5年11月分の給与から令和7年3月分の給与に対し、民法404条第2項の規定により、年3%の遅延損害金が発生し、その合計額は6万3,493円となりました。

なお、給与の額についても損害賠償の相手方同様に伏せさせていただきます。

2、支給日は、令和8年3月30日に対応をいたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第5号 懲戒停職処分取消しの裁決に伴う給与支給に係る損害賠償金の額を定めることについての専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金 清） 追加日程第14、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、4番、岡 幹郎議員の退席を求めます。

〔4番 岡 幹郎退席〕

○議長（大金 清） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 益子純恵登壇〕

○町長（益子純恵） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案します議員選任の監査委員につきましては、岡 幹郎議員であります。

岡議員は、ご承知のとおり令和8年5月に那珂川町議会議員に就任されたところであり、議員就任前におかれましては、昭和62年からハシモ株式会社に勤務され専務取締役を歴任し、現在においても外部顧問として勤務されております。また、平成24年から株式会社馬頭むらおこしセンターの取締役就任され、令和4年からは代表取締役に就任されるなど人格、識見ともに優れ、経験も豊富であることから議員選任の監査委員として適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大金 清） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

4番、岡 幹郎議員の入場を許します。

〔4番 岡 幹郎入場〕

○議長（大金 清） 岡 幹郎議員に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（大金 清） お諮りします。

総務産業常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第15として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎総務産業常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金 清） 追加日程第15、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金 清） お諮りします。

教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金 清） 追加日程第16、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金 清） お諮りします。

議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第17として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金 清） 追加日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大金 清） お諮りします。

議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第18として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（大金 清） 追加日程第18、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会広報特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金 清） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大金 清） 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第2回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時18分